

留意事項

- 1 返礼品発送時に商品等のパンフレットを同封していただくことで、商品の販売促進、PR が図れます。パンフレットを同封する際は、事前に町まで同封するパンフレットをご提出ください。
- 2 返礼品は責任をもって寄附者までお届けください。発送に係る事故・トラブルについては、町は責任を負いません。
- 3 発送に係る関係書類は、発送完了後1年間は保管してください。

ふるさと納税の業務に関する個人情報取扱業務特記事項

(基本的事項)

第1 ふるさと納税に係る返礼品提供者（以下、「提供者」という）は、この事業に係る業務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 提供者は、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 提供者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この事業が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 提供者は、この事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 提供者は、この事業に係る業務を処理するため聖籠町（以下、「町」という。）から提供された個人情報が記録された資料等（以下「個人情報資料」という。）を、町の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、返礼品を発送するために、宅配業者等に個人情報を提供することを除く。

(再委託の禁止)

第5 提供者は、この事業に係る業務の処理を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは町の承諾を得るものとする。

(複製、複写の禁止)

第6 提供者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料を、町

の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第7 提供者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第8 提供者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料を、業務完了後速やかに町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、町が別に指示した場合は、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第9 提供者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。